

意見書案第5号

令和5年12月14日提出

提出者 松山市議会議員 池本俊英
大塚啓史
田中エリナ
河本英樹
矢野尚良
山本智紀
岡雄也
大木健太郎
梶原時義
長野昌子
清水尚美
原俊司

令和5年12月14日 原案可決

ガザ地区における即時停戦及び平和の早期実現を国に求める意見書について
ガザ地区における即時停戦及び平和の早期実現を国に求める意見書を次のとおり提出
する。

記

ガザ地区における即時停戦及び平和の早期実現を国に求める意見書
パレスチナ自治区ガザ地区を支配するイスラム組織ハマスとイスラエル軍による武力衝突が始まり、2カ月が経過した。衝突により一般市民にも大きな犠牲が生じており、ガザ地区の保健当局によると戦闘開始以来、犠牲者は1万8,000人を超え、そのうち4割が子どもであると報じており、悲惨で悲劇的な状況である。人質の解放を条件に戦闘は一時中断が実現したものの、イスラエルはハマスを壊滅させて人質を全員解放する目標を達成するため、戦闘を再開し人道危機は一層深刻化している。

国際社会は、これまで、ガザ地区の人道危機に対処するため、戦闘休止を支持するなどとしたG7外相声明を発表し、また、国連安全保障理事会においても、ガザ地区の子どもの人道状況を改善するための戦闘の休止と人質の即時解放を求める決議を採択している。さらに、日本は、今月に入りG7議長国としての最後の役割としてテレビ会議を主導し、各国首脳が「事態の沈静化や人々への支援を、G7が引き続き主導していくこと」を確認した。

ガザ地区での人道危機改善に向けては、本格的な停戦と事態の鎮静化が必要であり、イスラエルと自立可能なパレスチナ国家の双方が平和、安全及び相互の承認のもとに共存することを想定した二国家解決が、公正で永続的で安全な平和への道であることは国際社会の共通の認識である。ガザ地区の深刻な人道危機の打開は一刻の猶予も許されない。「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」と宣言し、国際紛争解決の手段としての戦争を永久に放棄した憲法を持つ国として、ガザ地区の深刻な人道危機を打開するために、以下の3点の実現に向け、日本政府に緊急の行動を取ることを強く求める。

記

- 1 人道目的の即時停戦及び人質の即時解放を求めること
- 2 G7（先進主要国）や周辺諸国等、国際社会と連携して、双方が国連総会決議を遵守した解決に向かうよう努めること
- 3 ガザ地区における人道危機を改善するための水や食料、燃料、医薬品をはじめとする人道支援物資を供給すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防 衛 大 臣